

確認申請手数料免除のお知らせ

このたびの東日本大震災により被害にあわれた皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、被災者に対する復興への一助として、下記内容の支援をさせていただきます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

平成 23 年 5 月 20 日
株式会社 EMI 確認検査機構

記

東日本大震災により住宅が滅失又は損壊された被災者の皆様が、住宅を新築、改築又は移転するため、当社に確認申請を提出される場合で、次に掲げる条件に該当するときは、確認申請手数料を**無料**にさせていただきます。

1. 建築主について

東日本大震災による「り災証明書」（全壊、大規模半壊又は半壊に限ります。）の交付を受けられた被災者（法人は除きます。）及び同居するご家族とします。ただし、「り災証明書」交付市町村が、当社の業務区域内の市町村である場合に限りします。

2. 申請建築物の用途について

「一戸建ての住宅」及び「事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる一戸建ての住宅で、当該兼ねる部分の床面積が 50 平方メートル以内で、かつ、延べ面積の 2 分の 1 未満のもの」とします。

3. 使用形態について

被災者が自ら居住の用に供するものに限りします。（貸家、社宅等は除きます。）

4. 工事種別について

「新築」、「改築」又は「移転」とします。

5. 添付書類について

「**確認申請手数料免除申請書**」（別記様式）及び「り災証明書」の写しを確認申請書に添付していただきます。

6. 減免の範囲について

確認申請手数料を「**無料**」とします。ただし、避難安全検証法を用いた場合、天空率を用いた場合、構造計算書の添付を要する場合及び構造計算適合性判定を要する場合の加算額については、別途定めた手数料が必要になります。

7. 対象期間について

確認申請の引受が平成 23 年 5 月 23 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間とします。

（対象期間を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

問い合わせ先 (株) EMI 確認検査機構 (本店) つくば市花畑 3 丁目 27 番地 6
電話番号 029-877-3080